

平戸市監査公表第9号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年4月3日

平戸市監査委員 大浦 雄二  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
財務部企画財政課

第3 監査の期間

令和5年11月28日から30日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：財務部企画財政課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 普通財産貸付について</p> <p>平戸市公有財産管理規則第 21 条第 7 号において、普通財産を借り受けようとする者は、申請書にあわせて「貸付契約書案」を提出することになっており、同規則第 25 条において、「普通財産を貸し付ける場合は、貸付の用途、期間及び貸付料並びに納入の時期、方法のほか、次に掲げる事項を付して契約しなければならない。」と規定されているが、土地Aの貸し付け 2 件について契約書を取り交わすべきところ、規定のない「普通財産使用許可書」を交付していた。</p>	<p>指摘のとおり、2 件の貸付に対し規定のない「普通財産使用許可書」を交付しておりました。この 2 件のうち B 者の貸付については、既に使用期間が終了しているため、契約書の交付は行わず、もう 1 件の現在使用期間中である C 者分については、改めて契約書の取り交わしを行っております。</p>
	<p>2. 婚活支援事業補助金について</p> <p>平戸市婚活支援事業補助金交付要綱第 2 条において、申請要件を「居住要件を市内に 1 年以上住所を有する者」としているが、令和 4 年 12 月 27 日に平戸市へ住所を定めた者が、令和 5 年 2 月 6 日に申請し、同日に受理、交付決定しており要件を満たしていない。</p> <p>また、申請要件の審査用に運転免許証の写しが添付されているが、免許証の交付日は必ずしも住民登録日と同一ではない。このため、令和 3 年度及び 4 年度の登録者については、運転免許証により審査しているため再調査されたい。</p>	<p>令和 3 年度及び令和 4 年度の登録者について再調査を行い、指摘のとおり平戸市婚活支援事業補助金交付要綱第 2 条に基づく申請要件を満たさない者に対し、補助金を交付決定していました。対象者 2 名につきましては返還請求を求め、その後交付要件を満たした時に再度申請をすることになります。しかしながら、調査の結果、現在平戸市に 1 年以上在住しており申請要件を満たす状況に至っていることから返還請求を行わないとともに、今後このようなことがないよう事務処理を遂行し法令を遵守いたします。</p>
	<p>3. ふるさと納税支援サービス利用契約について</p> <p>ふるさと納税支援事業者への翌年</p>	<p>ふるさと納税支援事業者に対し、自動更新を行わないことについて申し出をし、自動更新の解除を行いま</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>度契約申し込みについて、「契約の自動更新を希望する」としており、その結果、令和5年4月1日付けで締結している「ふるさと納税支援サービス利用契約」において、契約終了の1か月前までに意思表示がなければ1年間自動更新する旨の契約となっている。</p> <p>地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは不相当である。</p>	<p>した。</p>
<p>意見</p>	<p>1. 普通財産貸付に関する決裁について</p> <p>平戸市南部地区の風力発電施設設置に伴う市有地（山林）の貸付について、契約締結にあたり、決議書に必要な相手方法人の登記事項証明書等の入手、確認がなされていなかった。また、本契約は土地賃貸借兼地上権設定契約書となっており、地上権が登記されていた。</p> <p>さらに、契約期間が令和2年4月1日から令和26年3月31日までの長期間であることや、契約の相手が倒産した場合の市の申し立て権の放棄、契約相手の責任財産の限定等がうたわれていた。</p> <p>普通財産の貸付けとして財務部長の専決が行われていたが、単に普通財産の貸付けにとどまらず、契約内</p>	<p>今回の指摘を受け、法人の登記事項証明書を取寄せ確認を行いました。また、併せて契約内容の確認を行い相手方の災害等による不慮の事態に備えた保険の加入や国の事業認可の状況等についても確認し、万が一の場合でも平戸市へ損失をもたらすことがない内容となっていることを確認しました。今後においては、このようなことがないよう十分な協議を重ね市長決裁とするよう対応いたします。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>容を精査し、十分な協議を重ね市長決裁をとることが必要であったと考える。</p>	
	<p>2. 公有財産売却処分公告についてインターネット公有財産売却システムの官公庁オークション利用規約中、利用資格においては、「18 歳以上であること」と定められているが、市の公告では、入札に参加できない者として「20 歳未満の者」となっている。令和4年4月1日民法改正により成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられたことから、利用規約に準拠した取り扱いになるよう検討されたい。</p>	<p>令和6年度入札対応分から、利用規約に準拠し「18歳以上であること」に取扱いを改正いたしました。</p>
	<p>3. ホームページの未更新について平戸市主要統計指標やその他の統計について、市民生活においても重要な情報となるので最新のデータに更新し公表されるよう留意されたい。</p>	<p>現在、指摘のとおり各指標において更新がされていないことから、令和6年度においてデータ更新を行い、公表を行うとともに、今後におきましても随時最新のデータへの更新を行います。</p>